



男女共同参画の視点

男性にとっての男女共同参画

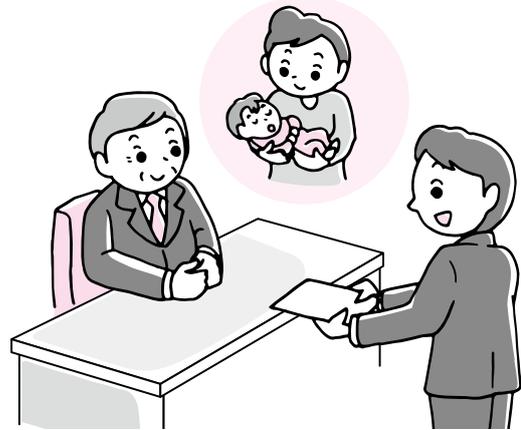
「男女共同参画は女性のためのもの」というイメージを持つ人が多いのではないのでしょうか。もともと、女性の地位向上のための施策で生まれた言葉なので、このように思われることがあるようです。

しかし、男女共同参画とは、男性・女性といった性別に制約されることなく、誰もが個性と能力を発揮して活躍できる社会を目指すことです。

例えば、このような経験はありませんか。

- 育児休暇や介護休暇を取りたくても「男なのにどうして?」と言われるので取りづらい
- 「男は弱音を吐いてはいけない」との思いから、誰にも悩み事を相談できない

女性だから抱える問題があるように、男性だからこそ抱える問題もあり、性別に関わらず悩みは存在するものです。無意識にある「男性・女性はこうあるべき」という性別に対する固定観



念を変えていくことで、自分らしい生き方を見つけることができるのではないのでしょうか。

性別に関係なく、誰もが生き生きと活躍できる男女共同参画社会を目指しましょう。

※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。



消費生活相談Q&A

アンケートに答えたら もしかして、デート商法?

Q スーパーの店頭で若い女性に声を掛けられてアンケートに答えたと、後日、その女性から電話があり「私のお店で宝石の展示会をするから、見るだけでいいので来てほしい」と誘われました。駅で待ち合わせをして会場へ行ってみると、仮店舗のような所に宝石が並んでいました。90万円の高額なダイヤのペンダントを紹介されて「将来結婚する時に婚約指輪に加工できる」などと言われたり、複数の女性店員に取り囲まれたりしたこともあって、興味はなかったのですが、断り



切れずに分割支払いで購入してしまいました。

この話を友人にすると「だまされたのではないかと」言われてデート商法だと気が付きました。クーリングオフ(契約の撤回や解除)はできるのでしょうか。

A アポイントメントセールス*での契約など、特定商取引法における訪問販売に該当する場合、契約書を受け取った日から8日間はクーリングオフができます。また、8日間を過ぎた場合でも、契約書に法律で定められた事項が正しく記載されていないなどの事情が分かる場合には契約を取り消すことができる可能性があります。

今回のようなケース以外にもSNSやマッチングアプリ、出会い系サイトなどを使って、最初は商品の販売目的を隠して近づき、好意を抱かせてから契約させる手口があり、販売する商品は宝石やアクセサリー類など高価なものが多い傾向にあります。相手に好意を持っている場合は、すぐに商品の勧誘とは気が付きにくく、勧誘も断りづらいといった特徴がありますので、注意してください。

*アポイントメントセールス…事業者が販売意図を明らかにしない、または著しく有利な条件で契約ができると思わせて消費者を呼び出し、営業所などで勧誘を行うこと

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。

国民健康保険の高額療養費制度

医療費が高額になったら

1カ月の自己負担額が限度額を超えた時

高額療養費制度は、国民健康保険加入者が同じ月内に同じ医療機関(入院・外来・歯科は個別に計算)で自己負担限度額を超える金額を支払った時、その超過分が後で払い戻される制度です。70歳以上の人の限度額は、下表の通り区分されています。70歳未満の人の限度額については、保険年金課(☎20-1526)へ問い合わせてください。

支給対象世帯には「該当通知書」と「申請書」を送付

高額療養費が支給される世帯には、受診の2カ月後を目安に該当通知書と申請書を送付します。この通知を受け取ったら、次の申請に必要な物を持って保険年金課(市役所1階 〒286-8585 花崎町760)または下総・大栄支所で申請してください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送でも申請できます。支給日は、後日送付する「高額療養費支給決定通知書」で確認してください。

申請に必要な物＝該当通知書、申請書、医療費の領収書(病院などが発行した物)、世帯主の振込先口座が分かる物、世帯

70歳以上の自己負担限度額

所得区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)
現役並みⅢ 課税所得690万円以上	25万2,600円(総医療費が84万2,000円を超えた場合は、その分の1%を加算) (4回目以降は14万100円)	
現役並みⅡ 課税所得380万円以上 690万円未満	16万7,400円(総医療費が55万8,000円を超えた場合は、その分の1%を加算) (4回目以降は9万3,000円)	
現役並みⅠ 課税所得145万円以上 380万円未満	8万100円(総医療費が26万7,000円を超えた場合は、その分の1%を加算) (4回目以降は4万4,400円)	
一般	1万8,000円 (年間上限* 14万4,000円)	5万7,600円 (4回目以降は4万 4,400円)
低所得(非課税)	Ⅱ 8,000円	Ⅱ 2万4,600円 Ⅰ 1万5,000円

* 8月から翌年7月までの1年間



主と対象者のマイナンバーカード、またはマイナンバーが分かる物と本人確認ができる物(運転免許証・パスポート・写真付きの住民基本台帳カードなど)

申請手続きの簡素化が可能に

これまで高額療養費の支給を受けるためには、市が送付する申請書を毎回提出する必要がありましたが、令和5年4月の支給決定分からは、一定の要件を満たす場合、申請手続きの簡素化が可能になりました。初回のみ申請が必要ですが「成田市国民健康保険高額療養費支給申請書(申請手続簡素化対象世帯用)」を提出した世帯には、次回以降の高額療養費を指定の口座へ自動的に振り込みます。

対象となる世帯には、案内文を同封しますので確認してください。

「限度額適用認定証」で窓口負担が自己負担限度額までに

医療機関で限度額適用認定証を提示することにより、窓口での負担が自己負担限度額までになります。

限度額適用認定証の交付を受けられるのは、国民健康保険税の滞納がなく、所得申告が済んでいる人です。希望する人は、次の申請に必要な物を持って保険年金課または下総・大栄支所で申請してください。なお、70歳以上の「現役並みⅢ」と「一般」の人については、認定証の発行は不要です。

申請に必要な物＝保険証、世帯主と対象者のマイナンバーカード、またはマイナンバーが分かる物と本人確認ができる物(運転免許証・パスポート・写真付きの住民基本台帳カードなど)

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

海外居住者の国民年金

希望に応じて加入できます

国民年金に加入している人が海外に転出した場合、国民年金の資格を喪失することになります。海外に住むことで国民年金に加入しなかった期間は、将来、年金を受けようとする時の支給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。また、万が一の場合に障害基礎年金などの保障を受けることがで

きなくなります。

受け取る年金額を増やしたい、障害基礎年金などの保障を受けられるようにしておきたいなどの希望がある場合は、引き続き国民年金に加入(任意加入)することができますので、保険年金課(市役所1階)で手続きしてください。

ただし、任意加入者には、保険料免除制度や学生納付特例制度は適用されませんので注意してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。